

改正後

民間残土受入地の登録申請及び審査要領

- 1 目的
県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に伴って発生する建設発生土が、適正かつ安全に民間残土受入地に処理されることを目的とする。
これは、他の箇所不要となった建設発生土を使用して民間残土受入地の造成を事業者の責任において行うものであり、この登録により県の建設工事で発生する建設発生土の搬出を可能とするものである。
- 2 民間残土受入地の登録申請
(1) 民間残土受入地の登録申請書(事業者) 総合事務所(中部総合事務所及び西部総合事務所を除く。以下同じ。)が発行する民間残土受入地一覧表に掲載を希望する者(以下「事業者」という。)は、建設発生土の民間受入地としての登録に必要な申請書を民間残土受入地の所在する総合事務所長へ、以下の書類を添えて提出すること。
なお、提出部数は2部とする。
①～⑭ 略
⑮ 受入地直下流側地区の同意書(受入地に1級河川、2級河川又は砂防河川等が近接する場合に限る)
(2) 略
- 3 民間残土受入地の現地調査及び書類審査
(1) 現地調査及び書類審査(総合事務所) 総合事務所は、民間残土受入地の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。
また、提出書類についても、内容(関係許可書等)を審査し、必要に応じて、事業者の指導を行うこと。なお、採石場の採掘跡地に残土を処分する場合は、掲載の対象としない。
(2) 民間残土受入地一覧表への掲載(総合事務所) 現地調査結果をもとに、別紙「民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準」により適正で安全な受入地と判断した場合は、民間残土受入地一覧表へ掲載し、適正で安全な受入地と判断されない場合は、不掲載通知書(様式5-2)を事業者へ通知する。
民間残土受入地一覧表の掲載、変更等を行った場合は、速やかに県土整備部技術企画課へ送付する。

改正前

民間残土受入地の登録申請及び審査要領

- 1 目的
県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に伴って発生する建設発生土が、適正かつ安全に民間残土受入地に処理されることを目的とする。
- 2 民間残土受入地の登録申請
(1) 民間残土受入地の登録申請書(事業者) 鳥取県八頭地方県土整備局及び鳥取県日野総合事務所(以下「各地方機関」という。)が発行する民間残土受入地一覧表に掲載を希望する者(以下「事業者」という。)は、建設発生土の民間受入地としての登録に必要な申請書を民間残土受入地の所在する各地方機関の長へ、以下の書類を添えて提出すること。
なお、提出部数は2部とする。
①～⑱ 略
(2) 略
- 3 民間残土受入地の現地調査及び書類審査
(1) 現地調査及び書類審査(地方機関) 各地方機関は、民間残土受入地の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。
また、提出書類についても、内容(関係許可書等)を審査し、必要に応じて、事業者の指導を行うこと。なお、採石場の採掘跡地に残土を処分する場合は、掲載の対象としない。
(2) 民間残土受入地一覧表への掲載(地方機関) 現地調査結果をもとに、別紙「民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準」により適正で安全な受入地と判断した場合は、民間残土受入地一覧表へ掲載する。
民間残土受入地一覧表の掲載、変更等を行った場合は、速やかに鳥取県県土整備部企画防災課へ送付する。

<p>4 既掲載済みの民間残土受入地 (1) 略</p>	<p>(2) 現地調査(地方機関) 各地方機関は、民間残土受入地の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。 (3) 民間残土処分地一覽表への掲載(地方機関) 民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により現地調査を行い、適正で安全な受入地と判断した場合は、民間残土処分地一覽表へ掲載を継続する。</p> <p>5 受入が完了した民間残土受入地 (1) 略</p> <p>(2) 民間残土受入地一覽表への掲載(地方機関) 完了届けを受け付けた場合は、民間残土受入地一覽表への掲載を抹消する。 民間残土受入地一覽表の抹消を行った場合は、速やかに<u>鳥取県土整備部企画防災課</u>へ送付する。</p> <p>6 掲載中の途中掲載取消し(地方機関) 民間残土受入地一覽表に掲載されている事業者で、申請書類の判断基準に基づき虚偽が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合及び周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れのある安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合は、即時掲載を取り消すこととする。 また、パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更届けを提出せずに変更したことが発覚した場合及び軽微な安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合、各地方機関は事業者へ一定期間を設けて是正に必要ない場合は、改善を行うものとし、期間内には掲載を取り消すこととする。</p> <p>7 略</p> <p>8 掲載通知書の送付(地方機関) 民間残土受入地の登録申請書により提出された書類を審査した結果、適格と判断した場合には民間残土受入地一覽表に掲載する旨の掲載通知書(様式-5)を事業者に送付する。</p>
----------------------------------	--

<p>4 既掲載済みの民間残土受入地 (1) 略</p>	<p>(2) 現地調査(総合事務所) 総合事務所は、民間残土受入地の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。 (3) 民間残土処分地一覽表への掲載(総合事務所) 民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により現地調査を行い、適正で安全な受入地と判断した場合は、民間残土処分地一覽表へ掲載を継続する。</p> <p>5 受入が完了した民間残土受入地 (1) 略</p> <p>(2) 民間残土受入地一覽表への掲載(総合事務所) 完了届けを受け付けた場合は、民間残土受入地一覽表への掲載を抹消する。 民間残土受入地一覽表の抹消を行った場合は、速やかに<u>県土整備部技術企画課</u>へ送付する。</p> <p>6 掲載中の途中掲載取消し(総合事務所) 民間残土受入地一覽表に掲載されている事業者で、申請書類の判断基準に基づき虚偽が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合は、即時掲載を取り消すこととする。 また、パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更届けを提出せずに変更したことが発覚した場合及び軽微な安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合、総合事務所は事業者へ一定期間を設けて是正に必要ない場合は、改善を行うものとし、期間内には掲載を取り消すこととする。</p> <p>7 略</p> <p>8 掲載通知書の送付(総合事務所) 民間残土受入地の登録申請書により提出された書類を審査した結果、適格と判断した場合には民間残土受入地一覽表に掲載する旨の掲載通知書(様式-5)を事業者に送付する。</p> <p>9 その他 <u>建設発生土の搬出は、鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではない。</u></p>
----------------------------------	--

改正後

改正前

10 施行
この要領は、平成17年3月31日から施行する。
この要領は、平成17年4月27日から施行する。
この要領は、平成19年8月1日から施行する。

9 施行
この要領は、平成17年3月31日から施行する。
この要領は、平成17年4月27日から施行する。

改正前

様式-3

民間残土受入地の(登録・変更・継続)現地調査票
 残土受入地の事業者名称
 代表者名

残土受入地の場所	市(郡)	町(村)
略		
受入容量は100m ³ 以上か		
略		

(注) 調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、
 業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。

調査年月日 平成 年 月 日
 調査者

様式-4

地方機関の長 様

平成 年 月 日
 事業者名称
 代表者 印

民間残土受入地の完了届け

標記について、下記の残土受入地への受入が完了しましたので、届け出します。

記

1~7 略

改正後

様式-3

民間残土受入地の(登録・変更・継続)現地調査票
 残土受入地の事業者名称
 代表者名

残土受入地の場所	市(郡)	町(村)
略		
受入容量は500m ³ 以上か (※1、2)		
盛土高は3m以下か (※3)		
略		

(注) 調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、
 業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。

※1 東部総合事務所管内においては、「受入容量は500m³以上6,000m³以下か」
 (ただし、6000m³を超える分譲宅地造成を目的とする場合は、技術企画課と協
 議)と読み替える。

※2 「民間残土受入地」一覧表に掲載する判断基準」の7に該当する場合は、「受
 入容量は500m³以上6,000m³以下か」と読み替える。

※3 東部総合事務所管内において、盛土法面が生じる場合に適用する。

調査年月日 平成 年 月 日
 調査者

様式-4

総合事務所長 様

平成 年 月 日
 事業者名称
 代表者 印

民間残土受入地の完了届け

標記について、下記の残土受入地への受入が完了しましたので、届け出します。

記

1~7 略

改正後

改正前

様式-5-1

事業者名称
代表者

様

平成

年

月

様式-5-1

事業者名称
代表者

様

平成

年

月

日

総合事務所長



掲載通知書

平成 年 月 日付けで提出された民間残土受入地の登録申請書について審査した結果、民間残土受入地一覧表に掲載します。
 ついては、受入時期が随時可能となるよう受入れ態勢を整えておいてください。
建設発生土の搬出は、鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではありません。
 (担当：)

様式-5-2

事業者名称
代表者

様

平成

年

月

様式-5-2

事業者名称
代表者

様

平成

年

月

日

総合事務所長



不掲載通知書

平成 年 月 日付けで提出された民間残土受入地の登録申請書について審査した結果、下記理由により民間残土受入地一覧表には掲載しません。
 (担当：)

記

不掲載の理由 ○○○○○○○○○○

地方機関の長



掲載通知書

平成 年 月 日付けで提出された民間残土受入地の登録申請書について審査した結果、民間残土受入地一覧表に掲載します。
 ついては、受入時期が随時可能となるよう受入れ態勢を整えておいてください。
 (担当：)

地方機関の長



不掲載通知書

平成 年 月 日付けで提出された民間残土受入地の登録申請書について審査した結果、下記理由により民間残土受入地一覧表には掲載しません。
 (担当：)

記

1 不掲載の理由 ○○○○○○○○○○

改正前

様式-6

事業者名称
代表者

様

平成 年 月 日
番

地方機関の長 印

民間残土受入地の是正勧告通知

標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。
(担当:)

記

1～8 略

改正後

様式-6

事業者名称
代表者

様

平成 年 月 日
番

総合事務所長 印

民間残土受入地の是正勧告通知

標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。
(担当:)

記

1～8 略

<p>様式-7</p> <p>改正後</p> <p>総合事務所長 様</p> <p>事業者名称 代表者</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>事業者名称 代表者</p> <p>④</p> <p>確約書</p> <p>民間残土受入地の登録に当たり、下記のとおり対応することを確約します。</p> <p>記</p> <p>1 <u>受け入れた残土をこの登録の目的外には使用しません。</u></p> <p>2 <u>残土受入地の管理運営、防災・安全対策等は、〇〇〇（※事業者名を明記すること）の責任において誠実かつ遅滞なく行います。また、そのために要する一切の費用についても、〇〇〇（※事業者名を明記すること）が負担します。</u></p> <p>3 <u>受け入れた残土をこの登録の目的外に使用した場合及び総合事務所から出される報告又は助言に対して是正・改善を図らなかつた場合には、受入費として鳥取県から徴収した金額を指された期日までに鳥取県に返還します。</u></p> <p>4 <u>残土受入地において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、直ちに<u>対策</u>を行うとともに、関係機関等に連絡します。</u></p> <p>5 <u>残土受入地周辺に溢水、汚水等による影響があった場合、<u>直ちに</u>対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。</u></p> <p>6 <u>残土受入地外の道路について、次のとおり対応します。</u> (1) <u>残土搬入により受入地外の道路が汚れた場合、清掃等は事業者の責任及び費用負担において行います。</u> (2) <u>略</u> (3) <u>国・県道等から受入地に至る道路に損傷があった場合、補修等は事業者の責任及び費用負担において行います。</u></p>	<p>様式-7</p> <p>改正前</p> <p>地方機関の長 様</p> <p>事業者名称 代表者</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>事業者名称 代表者</p> <p>印</p> <p>確約書</p> <p>民間残土受入地の登録に当たり、下記のとおり対応することを確約します。</p> <p>記</p> <p>1 <u>残土受入地において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、<u>速やかに</u>対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。</u></p> <p>2 <u>残土受入地周辺に溢水、汚水等による影響があった場合、<u>速やかに</u>対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。</u></p> <p>3 <u>残土受入地外の道路について、次のとおり対応します。</u> (1) <u>残土搬入により受入地外の道路が汚れた場合、清掃等は事業者の責任において行います。</u> (2) <u>略</u> (3) <u>国・県道等から受入地に至る道路の損傷があった場合、補修等は事業者の責任において行います。</u></p>
---	---

改正後

(別紙)

民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準

- 1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。
 ①～③ 略
 ④ 適正な受入価格となっている場合。

- 2 許可の種類とは、次のとおりとする。

- ① 地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可
- ② 地すべり防止法(建設省所管、農林省所管、林野庁所管)に基づく許可
- ③ 上記のほか、国有財産用途廃止付替申請に関する協議済文書等

- 3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。

- ① 略
- ② 民間残土受入地の受入容量は次表のとおりとする。

総合事務所	受入容量
東部総合事務所	500 m ³ 以上 6,000 m ³ 以下 (注1) (注2)
八頭総合事務所 日野総合事務所	500 m ³ 以上 (注2)

(注1) 東部総合事務所管内において、受入容量が6,000m³を超える場合であつても分譲宅地造成を目的とした場合には、技術企画課と協議の上受入れの判断を行う。

(注2) 7に該当する場合は、500m³以上6,000m³以下とする。

- ③ 東部総合事務所管内において、盛土法面が生じる場合は、盛土高が3 m以下であること。

④ 略
 ⑤ 略
 ⑥ 略
 ⑦ 略
 ⑧ 略
 ⑨ 略
 ⑩ 略
 ⑪ 略

改正前

(別紙)

民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準

- 1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。
 ①～③ 略
 ④ 適正な受入価格となっている場合。
 ただし、受入地の範囲は所有地内とする。

- 2 許可の種類とは、次のとおりとする。

- ① 地すべり防止法(建設省所管、農林省所管、林野庁所管)に基づく許可
- ② 地すべり防止法(建設省所管、農林省所管、林野庁所管)に基づく許可
- ③ 上記のほか、国有財産用途廃止付替申請に関する協議済文書等

- 3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。

- ① 略
- ② 受入容量は100 m³以上であること。

③ 略
 ④ 略
 ⑤ 略
 ⑥ 略
 ⑦ 略
 ⑧ 略
 ⑨ 略
 ⑩ 略

改正後

改正前

4 適正な受入価格となつてゐるかの判断については、必要経費等（整地作業、防
災対策、環境対策等の経費等）に対して、適正な受入価格となつてゐるかを確
認するものとし、技術企画課と協議の上、判断を行う。ただし、受入単
価の上限は、原則として、登録した時点における財団法人鳥取県建設技術センタ
ーの受入価格とする。また、7の場合については、受入費の徴収は認めないもの
とする。

4 適正な受入価格となつてゐるかの判断については、必要経費等（整地作業、防
災対策、環境対策等の経費等）に対して、適正な受入価格となつてゐるかを確
認するものとし、企画防災課と協議の上、判断を行う。

区分	土地造成以外	土地造成	うち分譲宅地造成
受入価格	適正な受入れ価格であるかを 確認し、技術企画課と協議の上、 判断する。	7、下記①、②を対象とする。 (諸経費は含めない) 4、下記③～⑤について、理 場条件により必要に応じて 対象とする。 (諸経費は含めない)	受入費の徴収を認めない。 (公共工事の工事間 流用と同様の扱い)

- ①整地費用（15トンブルドーザーによる整地単価に受入土量を掛けた額）
 - ②搬入管理費（自当り普通作業員単価に受入日数を掛けた額）
 - ③清掃費用（自当り軽作業員単価に受入日数を掛けた額）
 - ④安全管理費用（自当り交通誘導員単価に受入日数を掛けた額）
 - ⑤重機輸送費用（15トンブルドーザーの輸送（往復）費用）
- 上記の受入日数は、受入土量を標準日当り施工量で除した数値。

5 土地造成とみなす場合は、次のとおりとする。
①受入地が公道に接してゐて、残土受入れ後、容易に出入りができること。
②受入地周辺の宅地化が進んでおり、容易に宅地になると判断されるもの。
③残土受入れ後、従前の農地としての機能を有しないものとなること。

6 民間残土受入地の登録申請及び審査要領2（1）⑩の近接とは、近接河川等から
残土受入地の盛土法尻までの距離が当該盛土高の2.5倍以内となる場合をいう。

7 残土を砂利採取場跡地の埋立てに利用する目的で、砂利採取場跡地以外の土地に
登録申請を行う場合については、次の事項を満足するか確認し、技術企画課と協議
の上、判断する。
①砂利採取場跡地の埋め戻しに確実に使用すると見込まれること。
②砂利採取場跡地の埋め戻しが、登録申請した土地の残土受入れが完了した後に
行われる場合。
③砂利採取法等及び指導監督が遵守されること。

改正前

5. その他

- (1) 各地方機関の所管区域については、平成17年3月31日時点での所管区域とする。
- (2) 現地調査等を行い、企画防災課と協議した上で、掲載についての判断を行う。
- (3) パトロールの実施
各地方機関は、所管の受入地を定期的(年2回程度)にパトロールし、別紙パトロール調査票により企画防災課に報告するものとする。

改正後

8 残土の売却を目的とした民間残土受入地一覧表の掲載は認めない。

9. その他

- (1) 総合事務所の所管区域については、平成19年4月1日時点での所管区域とする。
- (2) 現地調査等を行い、技術企画課と協議した上で、掲載についての判断を行う。
- (3) パトロールの実施
総合事務所は、所管の受入地を定期的(年2回程度)にパトロールし、別紙パトロール調査票により技術企画課に報告するものとする。

改正後

別紙

民間残土受入地のパトロール調査票
残土受入地の事業者名称
代表者名

残土受入地の場所 市(郡) 町(村)

略	受入容量は500m ³ 以上か (※1、2)		
略	盛土量は3m ³ 以下か (※3)		

(注)問題がある場合は、現況写真等を添付し報告する。

※1 東部総合事務所管内においては、「受入容量は500m³以上6,000m³以下か」(ただし、6000m³を超える分譲宅地造成を目的とする場合は、技術企画課と協議)と読み替える。

※2 「民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準」の7に該当する場合は、「受入容量は500m³以上6,000m³以下か」と読み替える。

※3 東部総合事務所管内において、盛土法面が生じる場合に適用する。

報告年月日 平成 年 月 日

地方機関名
調査者

改正前

別紙

民間残土受入地のパトロール調査票
残土受入地の事業者名称
代表者名

残土受入地の場所 市(郡) 町(村)

略	受入容量は100m ³ 以上か		
---	----------------------------	--	--

(注)問題がある場合は、現況写真等を添付し報告する。

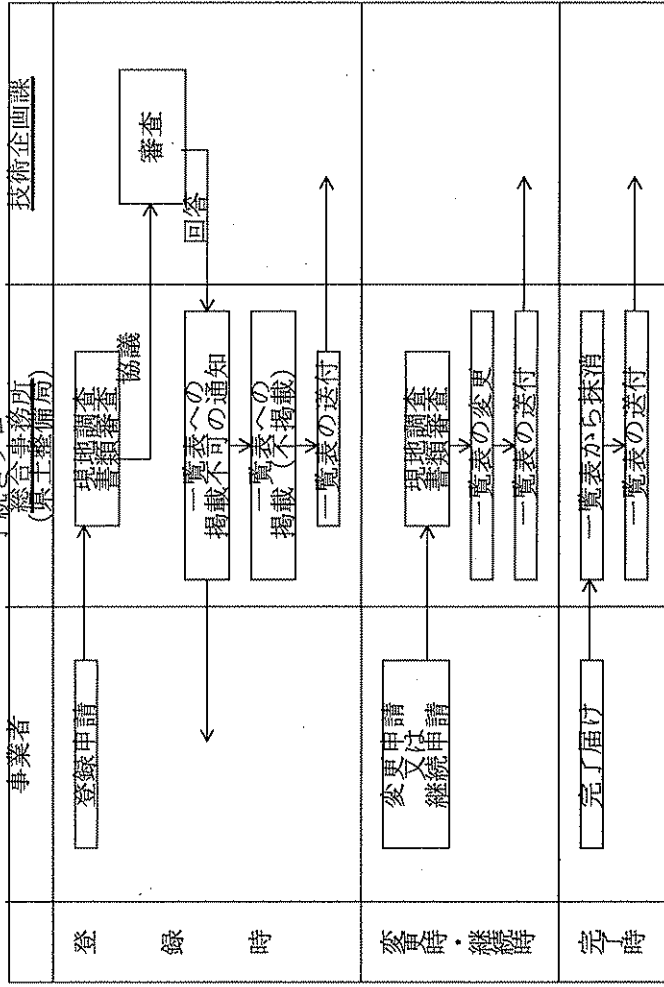
報告年月日 平成 年 月 日

地方機関名
調査者

改正後

改正前

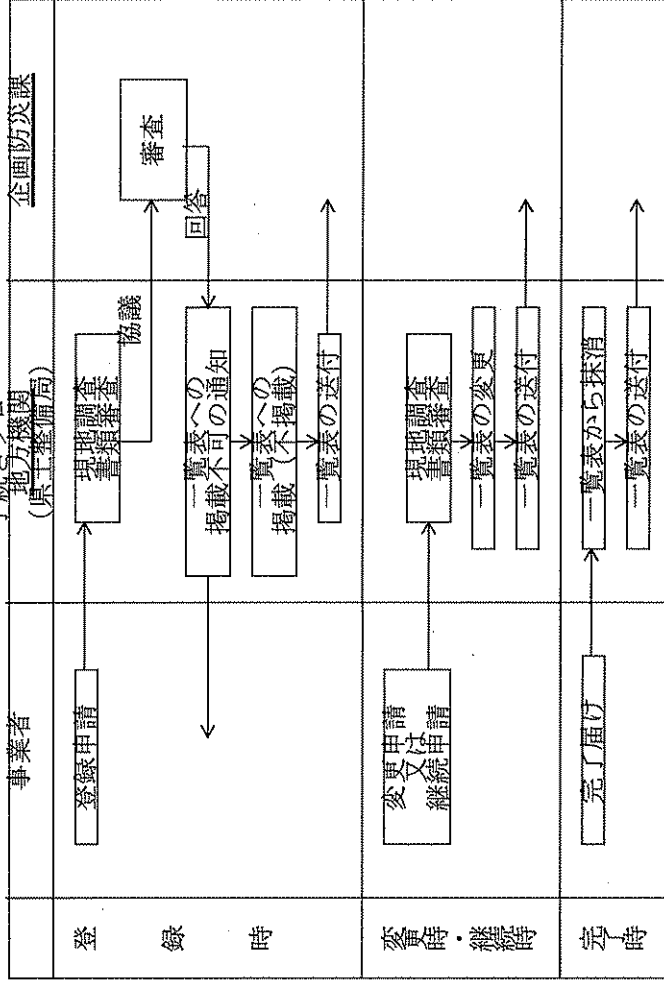
<参考>



(注)民間残土受入地の登録申請書には、以下の書類を添付する。

- ①～② 略
- ③受入地直下流側地区の同意書(受入地に1級河川、2級河川又は砂防河川等が近接する場合に限る)

<参考>



(注)民間残土受入地の登録申請書には、以下の書類を添付する。

- ①～② 略

改正後

<参考>

○ 略

1 及び 2 略

3 防災関係

① 略

② 地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)

③～⑥ 略

4 略

改正前

<参考>

○ 略

1 及び 2 略

3 防災関係

① 略

② 地すべり防止法(建設省所管、農林省所管、林野庁所管)

③～⑥ 略

4 略